



# 日本国際医学 ESS 学生連盟 細則

- |      |            |
|------|------------|
| I.   | 会員加盟に関わる細則 |
| II.  | 交通費細則      |
| III. | 積立金細則      |
| IV.  | 競技ポイント細則   |

## I. 会員加盟に関わる細則

### 1. 加盟

- 1.1. 本会の加盟方法には団体加盟と個人加盟がある。
- 1.2. 本会の会員は、団体加盟をしている団体が提出する名簿に記載されている個人、もしくは個人加盟している者のことを示す。
- 1.3. 会員は執行部が開催する Event に会員価格で参加することができる。
- 1.4. 団体加盟は各団体単位で 2 名以上の構成員があれば、団体加盟することができる。
- 1.5. 団体加盟している団体は、総会において投票権を得ることができる。
- 1.6. 団体加盟している大学の顧問の大会参加費は支払う必要はない。
- 1.7. 会員の家族の大会、及び Event 参加費は支払われる必要はない。ただし、家族内でも医療系の大学生には参加費を請求する。
- 1.8. JIMSA OB/OG会会員は加盟会員と同等の権利を持つ。また、大会参加費を支払う必要はない。

### 2. 加盟登録

- 2.1. 前年度加盟登録された個人及び団体は自動的に加盟登録となる。申し出により、加盟登録を解除することができる。
- 2.2. 毎年 4 月 1 日から翌 3 月 31 日をもって、年度と定める。
- 2.3. 各団体・個人は会員登録のための名簿を提出・更新することで、加盟手続きが完了する。
- 2.4. 会員名簿は執行部が管理する。
- 2.5. 団体加盟する団体は、団体名、団体本部住所、Contact Person (以下 CP) の氏名、電話番号 (連絡のつくもの)、e-mail アドレス (PC 用あるいは携帯用) を JIMSA 事務局にまで提出・更新しなければならない。CP 変更の際は JIMSA 事務局に迅速に届け出ることとする。新年度に加盟更新を希望する場合執行部が指定する日を期限とする。
- 2.6. 団体加盟する団体は、会員として登録する個人の名簿を、必ず全員の e-mail アドレスを添えて各年度の 5 月 31 日までに JIMSA 事務局に提出・更新しなければならない。登録変更の際は JIMSA 事務局に迅速に届け出ることとする。
- 2.7. 各大学加盟団体は、CP を含め 3 人まで CP ML に参加する権利を有する。
- 2.8. 全ての個人加盟者は、氏名、電話番号 (連絡のつくもの)、e-mail アドレス (PC 用あるいは携帯用) を JIMSA 事務局に提出しなければならない。
- 2.9. 非加盟者(見学者を含む)は執行部が開催する Event に参加したい場合、会員価格に 500 円を上乗せした参

加費を支払うことで、参加する権利を得る。ただし、サークルポイントを獲得できる競技には出場不可能である。

- 2.10. 同じ大学内で、2つの団体が団体加盟することは出来ない。
- 2.11. 同じ大学内で、団体加盟する団体には参加せず、個人加盟することを認める。
- 2.12. 各年度の5月31日までは、前年度の会員は会員扱いとする。ただし、前年度の卒業生は除き、各年度の4月1日よりJIMSA OB/OG 会会員扱いとする。
- 2.13. 自動的に加盟登録された団体は5月31日までに事務局に名簿を提出しなければならない。期限までに登録が確認できない団体は罰則としてその年の5月31日から次年度の5月31日まで、執行部の主催する大会への参加費用は非会員価格である。

付則1. 2010年3月14日改正。

付則2. 2018年3月24日改正。

付則3. 2019年3月24日改正。

### 3. 新規加盟

- 3.1. 初めて加盟を希望する場合、各個人・団体は所定の手続きに従わなければならない。
- 3.2. 個人加盟を希望する大者は、随時加盟することができる。
- 3.3. 新しく団体加盟を希望する団体は、執行部の承認を得ることで、加盟準備大学として、次期総会まで加盟団体と同じ権利が得られる。

付則1. 2018年3月24日改正。

付則2. 2019年3月24日改正。

### 4. 罰則

- 4.1. 各年度の5月31日までに会員登録のための名簿の提出・更新を行っていない団体及び個人は、会員とはみなされず、執行部が開催するEventに会員価格で参加することが出来ない。
- 4.2. 各年度の5月31日までに会員登録のための名簿の提出・更新を行っていない加盟団体は、総会にて投票権が与えられない。
- 4.3. 総会は連盟の最高議決機関であり、加盟団体は、よほどの理由がない限り、総会への出席は義務である。
- 4.4. 総会に欠席をした加盟団体は、次期総会での投票権が与えられない。
- 4.5. 委任状を提出した場合は、出席とみなす。ただし、委任状は総会における承認をもって発効されるものとする。承認方法は単純多数決とする。
- 4.6. 委任状をやむなく提出する場合、どのようなMotionが提出されて採択されても、提出者は結果に従うこと。

付則1. この細則は2003年4月1日より施行される。

付則2. 2007年3月19日改正。

付則3. 2010年3月14日改正。

付則4. 2014年3月9日改正。

付則5. 2018年3月24日改正。

## II 交通費細則

1. 適応基準：以下次の各号の基準を全て満たす場合にのみ、交通費を支給する。

1.1. 適応される者。

- ① 各部署の責任者、またはそれに準ずると Treasurer が判断した役職。なお、各部署 2 名まで。
- ② 執行部役員、またはそれに準ずると Treasurer が判断した者。
- ③ 加盟団体 CP
- ④ 執行部による公式の招待を受けた外部団体の者。なお、公式に招待可能なのは、1 つの外部団体につき 2 名まで。

ただし、所定の方法により事前に Treasurer に申請しているものに限る。

1.2. 適応される場合。

- ⑤ 1.1.①、②が Meeting に出席する場合。
- ⑥ 1.1.①、②が本連盟主催の各種公式 Event に参加する場合。
- ⑦ 1.1.②が他団体の開催する公式 Event に参加する場合。
- ⑧ 1.1.③が総会に出席する場合。
- ⑨ 1.1.④が本連盟主催の各種公式 Event に参加する場合。ただし、該当 Event 会場への交通費が、招待した団体の内部で支給されない場合に限る。

1.3. 支給額と上限

- ⑩ 1.1.①、②において、出発地点から会場までの往復交通費の 2 分の 1 を支給する。また往復の合計金額が 10,000 円以上かかる場合にはその 3 分の 2 を支給する。ただし 100 円以下は切り捨てとし、上限は 30,000 円までとする。
- ⑪ 1.1.③、④において、往復が 20,000 円を超える場合には 2 分の 1 を支給する。ただし、支給は 20,000 円を上限とする。

1.4. Treasurerで事前に調べた金額と大差（1.5倍以上）ないこと。ただし、正当な理由のある場合はこの限りではない。「正当な理由」であるかどうかは、Treasurer と相談する。

1.5. 出発地点から会場までの領収書を提出する。

1.6. 交通費の支給をうけた旨の領収書を Treasurer に提出する。

1.7. 交通費とは、バス・電車・飛行機等の運賃のことをいうが、これら以外でも Treasurer が認めた場合には、支給対象となる事がある。（たとえば、駅までのバスがほとんど来ない地域で、車を使うしかない場合、その駐車料金など）

1.8. 領収書の裏に詳細〔所属部署、役職、氏名、大学名、年月日、第〇回 Meeting、区間、明細、振込みを希望する時には振込先等〕を記入してから提出すること。

2. 要望事項

2.1. 学生割引制度を使用する。

2.2. Meeting 当日に印鑑を持参する（領収書の郵送費を節約するため）

3. 支給方法

3.1. 振込手数料&領収書郵送費節約のため、手渡しを推奨するが、後日振り込みも認める。（交通手段が当日になって変更する可能性があるため、事前の支給は行わない。）

3.2. Meeting 当日にその回の分の交通費を受け取りたい場合には、できるだけ早めに Treasurer まで金額を連絡すること。また、必ず当日印鑑を持参する。

#### 4. 本細則について

Meeting 交通費及びそれにかかる振込手数料・郵送費等は JIMSA 予算「Meeting 交通費」から直接支給するが、その管理は Treasurer が行う。

付則1. この細則は 2003 年 4 月 1 日より施行される。

付則2. 2007 年 3 月 19 日改正。

付則3. 2018 年 3 月 24 日改正。

付則3. 2019 年 3 月 24 日改正。

### III 積立金細則

1. 積立金とは、各年度の決算報告書において生じた残金の合計である。
2. 利用をする場合、JIMSA 執行部主催の Meeting において執行部が用途を申請し、協議のうえ President が承認すれば認定される。
3. ただし、Meetingの開催される 1 ヶ月前までに、用途や値段などの詳細を JIMSA-Member ML、及び JIMSA-CP ML に流さなければならない。そして ML に流してから 1 ヶ月の間、加盟大学は反対案を ML に流すことができ、反対案が過半数に達した場合、その用途は却下される。
4. その年の総会において、その年の積立金利用明細、積立金残高の報告をしなければならない。

付則1. この細則は 2007 年 4 月 1 日より施行される。

付則2. 2018 年 3 月 24 日改正。

## IV 競技ポイント細則

### 1. 総則

#### 1.1. 目的

この規則は、(以下 JIMSA) が ESS 関連活動において、優秀な成績を残した加盟団体に対して褒賞する制度を確立し、その選考が客観的かつ公正に行われ、それにより各サークルに対する年間を継続した向上心を育成し、JIMSA 全体のより一層の交流の促進と、連帯感の育成と、活性化に寄与することを目的とする。

#### 1.2. 褒賞の選考対象サークル

JIMSA は、JIMSA の団体加盟校におけるサークル、及び JIMSA の ESS 関連活動に貢献し得ると認められた加盟団体を褒賞の選考対象とする。(以下、このサークルを「選考対象サークル」と呼ぶ。)

#### 1.3. 年度

褒賞の選考を行う際の年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、その次の年の 3 月 31 日に終わるものとする。

#### 1.4. 賞の授与方法ならびに賞品の選定

本細則で規定された賞の授与日時、場所、賞品は JIMSA President が決定する。

### 2. 選考基準

#### 2.1. 選考基準

本規則に基づく褒賞対象者の選考は、各選考対象サークルが各年度に獲得した選考基準得点(以下、「ポイント」)に基づき、公正かつ客観的に行うものとする。

#### 2.2. 選考基準大会

各々の選考対象サークルは、各年度に選考の基準となっている大会(以下、「選考基準大会」)に出場し、所定の条件を充たした際にポイントを獲得する。

#### 2.3. 選考基準大会の選定

各年度の選考基準大会は JIMSA の主催、または関与する大会で JIMSA が選考基準大会と定めた大会とする。選考基準大会の条件を充たしている大会であっても、大会運営の公正さ等に疑念が生じた場合には、JIMSA は基準大会から除外する。

#### 2.4. 選考基準大会の通知義務

JIMSA は、各年度の全ての選考基準大会を、その年度の全ての選考対象サークルに、文書または ML で通知しなければならない。

JIMSA が、当該年度の選考基準大会を追加もしくは除外した場合、選考対象サークルに、できるだけ早い時期にその旨を文書または ML で通知しなければならない。

### 3. ポイントの設定

#### 3.1. 出場選手ポイント

以下の大会に出場した者が所属するサークルに以下のポイントを与える。(—1 人につき)

- ・ Speech Contest 関東大会 : 5 ポイント
- ・ Speech Contest 九州大会 : 5 ポイント

#### 3.2. 出場チームポイント

以下の大会に出場したチームが所属するサークルに以下のポイントを与える。(1 チームにつき)

- ・ BMC : 40 ポイント
- ・ CPC : 40 ポイント
- ・ Debate Match : 30 ポイント

### 3.3. 入賞選手ポイント

以下の大会に入賞した者が所属するサークルに以下のポイントを与える。

- ・ Speech Contest 関東大会：1位 100ポイント、2位 80ポイント、3位 60ポイント、その他入賞 50ポイント
- ・ Speech Contest 九州大会：1位 100ポイント、2位 80ポイント、3位 60ポイント、その他入賞 50ポイント

### 3.4. 入賞チームポイント

以下の大会に入賞した者が所属するサークルに以下のポイントを与える。

- ・ BMC：1位 120ポイント、2位 100ポイント、3位 80ポイント、その他入賞 50ポイント
- ・ CPC：1位 120ポイント、2位 100ポイント、3位 80ポイント、その他入賞 50ポイント
- ・ Debate Match：1位 120ポイント、2位 100ポイント、3位 80ポイント、その他入賞 50ポイント

### 3.5. Newcomer 参加者ポイント

次の公式主催 Project に参加した Newcomer が所属するサークルに以下のポイントを与える。(1人につき)  
Newcomer とは、その年度の新入生、及び過去に JIMSA の公式 Event に参加したことの無い者を指す。

- ・ Freshmen's Greeting：5ポイント

### 3.6. 開催校ポイント

大会の開催場所を提供したサークルに以下のポイントを与える。

15ポイント/1日×日数

大会の開催場所とは、次の公式主催 Project を開催した主管校のことである。

- ・ Freshmen's Greeting
- ・ Speech Contest 九州大会
- ・ Speech Contest 関東大会
- ・ BMC
- ・ CPC
- ・ Debate Match

### 3.7. ポイント設定の変更

JIMSA は選考基準大会で、以下のポイントの設定が不適切とみなした際は旨を、選考対象サークルに、できるだけ早い時期にその旨を文書または ML で通知しなければならない。

尚、ポイント設定の変更は大会開催前においてのみ可能とする。

### 3.8. ポイントの修正

JIMSA はポイントに関して選考対象サークルから疑問等が提出された場合、速やかにこれを調査し、誤り等があった場合はこれを修正する。選考基準大会が除外された場合、その大会がすでに終了していた時は、その除外された大会で全ての選考対象サークルが獲得したポイントは無効とする。

### 3.8. チームの所属サークルの判断

複数以上の異なるサークルに所属するメンバーにより構成されるチームの場合、ポイントは各、サークルで均等に分割する。

### 3.10. チームメンバーの交代の判断

チームの編成が最初とは異なり、メンバーが途中交代する場合、そのチームのポイントの獲得は不可とする。

### 3.11. ポイントの確定時点

各年度の褒賞対象サークルの選考は、その年度が終了した時点で有効とされている各選考対象サークルの獲得ポイント数で判断する。

規定されたポイント修正が、当該年度の褒賞授与の前に判明した場合でも、褒賞は前項で規定された確定時点で

のポイントで行うものとする。

### 3.12. 記録の保存

JIMSA は、各年度の選考対象サークル、選考基準大会、ポイントに関する記録を保存しなければならない。

## 4. 賞

### 4.1. 最優秀サークル賞

各年度、全ての選考対象サークルの中で、その年度のポイントの確定時点での累計ポイント数が最も多いサークルに、そのサークルのその年度での活躍を讃えて、最優秀サークル賞を授与する。

### 4.2. 優秀サークル賞

各年度、全ての選考対象サークルの中で、その年度のポイントの確定時点での累計ポイントの順位が 2 番目に多い、3 番目に多い団体に、そのサークルのその年度での活躍を讃えて、優秀サークル賞を順位を付けて授与する。

### 4.3. 敢闘サークル賞

前年度に比して獲得したポイントが最も増えた団体サークルに、その年度での飛躍的な向上を讃えて、敢闘サークル賞を授与する。

### 4.4. 賞の無変更

各サークルの獲得ポイントが、各年度のポイントの確定時点後没収あるいは修正され、順位が変動する、もしくは賞の選考基準に該当しなくなる場合でも、本規則に基づき授与された賞の没収、変更、追加褒賞等は一切行わない。

付則 1. この細則は 2003 年 4 月 1 日より施行される。

付則 2. 2007 年 3 月 19 日改正。

付則 3. 2010 年 3 月 14 日改正。

付則 4. 2011 年 3 月 26 日改正。

付則 5. 2018 年 3 月 24 日改正。

付則 3. 2019 年 3 月 24 日改正。